

[事案 19-33] 特定疾病保険金請求

- ・平成 20 年 2 月 27 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 9 月 29 日 裁定終了

< 事案の概要 >

約款所定の「浸潤性癌」に該当するとして特定疾病保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 18 年 8 月頃、左乳部に異常を感じ、がんセンター A 医師により検査診断を受けた。その結果、「浸潤性乳管癌」で悪性のため手術が必要とされたので同年 10 月 31 日に手術を受け、その後 1 ヶ月ぐらいの放射線治療が必要との医師の勧めで、B 病院で同治療を受けた。

そこで、特定疾病保険金を請求したが、保険会社から「術前・術中については『浸潤性乳管癌』とあるが、それは細胞診断によるもので、約款に定める病理組織学的所見(生検)による診断では『非浸潤性乳管癌』であり、約款にいう悪性新生物に該当しないので、特定疾病保険金は支払われない」との通知が届いた。

確かに、術後の診断(10 月 31 日)では『非浸潤性乳管癌』となっているが、術前(9 月 13 日)には『浸潤性』と診断されている。保険会社は、その診断は病理組織学的所見(生検)ではないと言っているが、同診断書には病理組織学的診断となっている。従って、9 月 13 日の時点で本保険が適用されるべきで、特定疾病保険金を支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、診断書にもとづき検討した結果、申立人が罹患した悪性新生物は約款規程の支払対象となる「悪性新生物」に該当しないので、申立てに応ずることは出来ない。

- (1) 主治医照会の結果、入院・手術証明書(診断書)の術前・術中欄には確かに「浸潤性」との記載があるが、その診断は細胞診によるものであり、約款にいう病理組織学的所見(生検)に行われたものではない。一方、術後欄の記載は、主治医確認により病理組織学的所見(生検)を行った結果、最終の病理組織名が『非浸潤性乳管癌』となっており、支払事由非該当と判断される。
- (2) 申立人は、「細胞診による判断であれ、術前・術中欄に浸潤性と記載されている以上、支払事由に該当し支払うべき」と主張するが、約款の支払事由はあくまで病理組織学的所見(生検)により、「浸潤性」と診断確定された場合である。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、診断書、医師の回答書面等の書類や医事照会機関への照会結果にもとづいて申立人の罹患した悪性新生物等について審理した結果、以下のとおり申立てには理由がないので、生命保険相談所規程第 40 条を適用し裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人は、診断書において「術前」(平成 18 年 9 月 13 日)の「病理組織診断結果」は「浸潤性乳管癌」と記載されている、と主張するが、上記診断書の記載につき、が

んセンターC医師は、「術前の診断は細胞診によるものであり、組織診は施行しておらず、確定診断ではなく、術後の診断は手術標本による鏡検結果である」旨回答している。また、同センターA医師は、術前に得られた検体の部分のみが浸潤性であり、術後に診断した部分は浸潤性であったということではなく、術前の細胞診では、細胞の異型が強く、画像上範囲も広いので浸潤性乳管癌と診断したが、術後の病理の結果、非浸潤性乳管癌と診断した旨回答している。

- (2) 保険約款が定義する「組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病」に該当するかどうかは、その性質上、客観的に判断されるべき事柄であり、術後の病理組織診断によって「非浸潤性乳管癌」と診断確定されている以上、術前のスクリーニング的な細胞診の段階で「浸潤性乳管癌」と診断されていたとしても、特定疾病保険金の支払事由には該当しないという他はない。